

令和2年第3回臨時会

白馬村議会会議録

令和2年8月5日 開会

令和2年8月5日 閉会

白馬村議会

令和2年第3回白馬村議会臨時会議事日程

令和2年8月5日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和2年8月5日

至 令和2年8月5日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 議案第36号 白馬村中小企業融資利子補給基金条例の制定について

日程第 6 議案第37号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第4号）

令和2年第3回白馬村議会臨時会

1. 日 時 令和2年8月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中栄一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	生涯学習スポーツ課長	関口久人
子育て支援課長	下川浩毅	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

議案第36号(村長提出議案)説明、質疑、討論、採決

議案第37号(村長提出議案)説明、質疑、討論、採決

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第36号 白馬村中小企業融資利子補給基金条例の制定について
2. 議案第37号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第4号)

開会 午前10時00分

1. 開会

議長（北澤禎二郎君）おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

これより令和2年第3回白馬村議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君）本日の議事日程は、お手元に配布してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君）日程第1諸般の報告をいたします。監査委員から令和2年6月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配布しました資料のとおりですので、これをもって報告に変えさせていただきます。これで諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君）議事日程第2会議録署名議員の指名をいたします。会議規則第119条の規定により、第1番太谷修助議員、第2番丸山勇太郎議員、第3番田中麻乃議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君）日程第3会期の決定を議題とします。お諮りいたします。臨時会の会期は本日1日限りの1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）異議なしと認めます。よって、臨時会の会期は本日1日限りの1日間と決定いたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（北澤禎二郎君）日程第4村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）令和2年第3回白馬村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

7月10日に、まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体との意見交換会がweb会議形式で開催され、全国町村会の荒木会長はじめ、地方六団体の代表が出席しました。

今後の国のあり方として、新型コロナウイルス感染症への対応からも、東京一極集中の是正と、自律・分散型国土構造の構築は、持続可能な国づくり、危機管理の観点からも最重要の課題であるとの考えを示し、企業の移転や移住への支援、都市と農山漁村の交流の活発化、また地方大学の充実と地域との連携強化、地域の雇用創出・拡充など、あらゆる政策の総動員を求めました。

特に、コロナ後の「新しい生活様式」の実践においては、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等の多様な取組の普及・拡大が重要となるので、条件不利

地域も含めた情報通信基盤の整備促進を図るための財政支援や人的・技術的支援を充実をしていただきたいと強調しました。

また、地方創生推進交付金については、その総額の長期にわたる安定的な確保のほか、中山間地域等の条件不利地域では、官民協働や地域間連携、政策間協働などが困難な地域もあるため交付金の対象要件について、単独で行う事業にも配慮するなどの更なる緩和を求めており、まさに現在、小規模自治体が抱えている課題について代弁していただき、今後も長野県町村会を通じた国への要望等も推し進めることが必要と痛感をしたところであります。

本村は、夏のトップシーズン真只中ではありますが、新型コロナウイルス感染者が増加していることから、昨日、北信・上田・佐久の3広域圏について、県独自の感染警戒レベルをLevel 3域内まん延期に正式決定しました。ただし、感染者数に地域差があり、県内一律での対応はそぐわないことから、北アルプス圏域を含めた残りの7広域圏はLevel 2域内感染発生期を維持をすることとしています。

先行きが見通せない状況が続いておりますが、村民の皆様には信州版「新たな日常のすすめ」に沿った行動を徹底していただくようお願い申し上げます。

今臨時会に提出する案件は、新型コロナウイルス感染対策としての地方創生臨時交付金の第2次交付に関する補正予算と、補正予算と関連する基金条例の制定についての2件です。詳細につきましては、後ほど説明をさせますが、どうかよろしくようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） これより議案の審議に入ります。なお、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで。また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

お諮りいたします。

日程第5議案第36号から日程第6議案第37号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思っておりますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

日程第5議案第36号から日程第6議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第36号から議案第37号は委員会付託を省略する件は可決されました。したがって委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第5 議案第36号 白馬村中小企業融資利子補給基金条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5議案第36号白馬村中小企業融資利子補給基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 議案第36号白馬村中小企業融資利子補給基金条例の制定について説明いたします。

地方自治法第241条の規定に基づき白馬村中小企業融資利子補給基金を設置したいので、同法第96条の規定により、基金条例の制定について議会の議決を求めるものです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進交付金第2次分では、一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、交付対象として取り扱うことができるようになりました。これを受けて、白馬村では交付金事業計画において中小企業の資金繰り支援として、融資利子補給事業を対象事業といたしました。この利子補給事業は複数年度に渡ることから、安定的かつ効率的な支出にはその財源を確保しておくことが必要です。基金はそのために設置するものです。それでは、別紙をごらんください。

基金条例では、中小企業融資の利子補給に要する経費の財源に充てるためという設置の目的のほか、積立額や管理、運用益金の処理、基金の処分等を定めます。この基金条例により基金を取り崩した場合に交付金の対象事業、つまり融資利子補給事業に充当することを担保します。これは交付金を基金として積み立てるための要件でもあります。なお、この条例の施行日は公布の日です。説明は以上です。

議長（北澤禎二郎） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。この採決は挙手によって行います。

議案第36号白馬村中小企業融資利子補給基金条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（起立全員）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第37号 白馬村一般会計補正予算（第4号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第6議案第37号白馬村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫） 議案第37号令和2年度白馬村一般会計補正予算第4号につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億31万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,960万3,000円とするものであります。

6ページの歳入明細をごらんください。

14款2項5目教育費国庫補助金175万円の増額は、学校再開に伴う感染症対策、学習補償対策に対する補助金です。

7目総務費国庫補助金1億4,572万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

15款2項2目民生費県補助金64万円の増額はひとり親世帯臨時特別給付金給付事務事業に係る事務費の補助金であります。

18款1項1目財政調整基金繰入金は5,319万9,000円減額で、これは主に第2号補正で繰り入れていた財政調整基金を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に振り替えたことによるものです。この結果、財政調整基金繰入金は1億4,479万2,000円になります。

2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金130万円増額と、7ページ21款1項7目教育債410万円の増額は、B&G体育館改修工事費の増工分に充当するためのものです。

8ページからの歳出明細をごらんください。

2款1項6目企画一般事業448万円の増額は、新型コロナウイルス感染症を受け、今後行政においてもテレワークができる環境づくりを確立するためのものです。

3款1項2目乗合タクシー運行事業15万円の増額は、デマンドタクシーの飛まつ防止シート等の設置にかかる費用の助成によるものです。同じく高齢者移動支援事業1,000万円は新型コロナウイルスにより、外出機会の減った高齢者に対し、タクシー利用券を配布して外出の機会を確保するとともに、タクシー事業者の支援も行うためのものです。

5目地域包括支援センター・地域支援事業22万円の増額は、コロナ禍でも地域の通いの場として体操など住民主体の活動を行っている団体に対し、その活動を維持するため、感染症対策にかかる費用を助成するものです。

9ページをごらんください。

3款2項1目ひとり親世帯特別臨時給付金事務事業64万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな負担が発生しているひとり親世帯に臨時特別給付金を支給するための事務費です。なお、支給は県が行なうこととなっており、村では給付金の周知方法や申請受付事務のみとなり、財源は県補助金が10割充当されております。

4款1項2目保健予防事業432万9,000円の増額は、感染症予防対策を実施するための衛生材料等の購入費用とインフルエンザ予防接種率を高め、罹患者、重症者を減らすことで新型コロナウイルス感染者に備え、医療機関の負担を軽減するための

インフルエンザ予防接種費用の補助金です。

10ページをごらんください。

6款1項2目山岳感染対策支援事業250万円の増額は、新型コロナにより厳しい経営環境を強いられている山小屋運営事業者と山案内人組合に対する支援金です。

3目21観光戦略事業500万円の減額は、アクティビティクーポン発行事業分を観光割引クーポン発行支援事業へ組み替えたことによる白馬村観光局負担金の減額です。

同じく、観光割引クーポン発行支援事業4,000万円のうち、500万円は先ほど説明いたしましたアクティビティ等に利用できる割引クーポンを発行して、需要喚起による観光事業者の支援を行うものであり、残り3,500万円は冬の外国人観光客の大幅な落ち込みが予想されるなか、冬期シーズンを含んだキャンペーンを実施し、宿泊クーポンの発行により国内旅行を取り込み、宿泊事業者を支援するためのものです。

2項1目新型コロナウイルス感染対策事業3,150万円の増額のうち、150万円は飲食の配達に要する費用を支援し、宿泊施設及び飲食店の負担を軽減することで、飲食のデリバリーの普及による新しい生活様式を促進するための支援金で、1,200万円は中小企業の資金繰りを支援するための新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給補助金です。1,800万円は同じく利子補給基金条例に基づく積立金となります。

11ページをごらんください。

8款1項4目防災事業250万円の増額は、避難所の3密対策物品を収納する防災専用倉庫を設置するための工事費です。

11ページから12ページ9款2項1目南小学校管理事業100万円の増額と北小学校管理事業150万円の増額及び3項1目中学校管理事業100万円の増額は、学校再開に伴う感染症対策、学習補償対策にかかる消耗品や備品購入等の経費によるものです。財源は2分の1が国庫金の学校保健特別対策事業費補助金となります。

5項2目体育施設維持管理事業549万8,000円の増額は、B&G体育館大規模改修工事費の増工によるものです。財源は一般単独事業債とふるさと白馬村を応援する基金繰入金を充当しております。

お戻りいただき、3ページをお開きください。

第2表地方債補正につきましては、B&G体育館改修事業の補正に伴い限度額を補正しております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。この採決は起立によって行います。

議案第37号令和2年度白馬村一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これで、今臨時会に付された議事日程についてはすべて終了いたしました。

以上を持ちまして、令和2年第3回白馬村議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時20分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年8月5日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員